



ご遺族手続きガイド

ー 死亡届に伴う各種手続きのご案内 ー

ご親族のご訃報に接し、謹んでお悔み申し上げます。

このガイドブックは、ご遺族様が市の窓口等で行う必要のある、さまざまな手続きについてご案内しています。手続きは、一般的な場合を想定して掲載していますので、個々の状況により、必要な手続きやお持ちいただくものが変わることがあります。

ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

小田原市

小田原市では、「申請書・届出書作成のお手伝い」や「各窓口へのお付き添い」などのサポートをさせていただく「**ご遺族手続きサポートコーナー（予約制）**」を設置しています。

⇒ 3 ページに、コーナーについてご案内があります。

どのような手続きが必要なのか確認しましょう

はじめにお手続きいただくこと（住民票）※印鑑登録、マイナンバーカード等について、6ページをご確認ください。

状況	お手続き	P
お亡くなりになったかたは、 住民票の「世帯主」 だった	世帯主変更の届出が必要です。 詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	6

お亡くなりになったかたの年齢は（健康保険・介護保険・年金）※年齢ごとに想定される手続きです。

年齢	お手続き	P
75歳以上	【保険】後期高齢者医療保険のお手続きが必要です。	7・8
	【介護】介護保険のお手続きが必要です。	8
	【年金】国民年金受給者は、未支給年金を受給できる場合があります。 厚生(共済)年金 については、年金事務所、該当の組合へご確認ください。	9
65歳～74歳	【保険】国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険被保険者（一定の障がいのあるかた）は、手続きが必要です。 社会保険等の加入者 は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	7・8
	【介護】介護保険のお手続きが必要です。	8
	【年金】国民年金受給者は、未支給年金を受給できる場合があります。 厚生(共済)年金 については、年金事務所、該当の組合へご確認ください。	9
60歳～64歳	【保険】国民健康保険加入者は、手続きが必要です。 社会保険等の加入者 は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	7・8
	【介護】介護保険のお手続きが必要です。※認定があるかた。	8
	【年金】老齢(障害)基礎年金を受給していないかたは、死亡一時金の請求、国民年金受給者は未支給年金の受給ができる場合があります。 厚生(共済)年金 については、年金事務所、該当の組合へご確認ください。	9
40歳～59歳	【保険】国民健康保険加入者は、手続きが必要です。 社会保険等の加入者 は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	7・8
	【介護】介護保険のお手続きが必要です。※認定があるかた。	8
	【年金】国民年金の加入者は死亡一時金の請求、国民年金受給者は未支給年金の受給ができる場合があります。 厚生(共済)年金 については、年金事務所、該当の組合等へご確認ください。	9
20歳～39歳	【保険】国民健康保険加入者は、手続きが必要です。 社会保険等の加入者 は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	7・8
	【年金】国民年金の加入者は死亡一時金の請求、国民年金受給者は未支給年金の受給ができる場合があります。 厚生(共済)年金 については、年金事務所、該当の組合等へご確認ください。	9
0歳～19歳	【保険】国民健康保険加入者は、手続きが必要です。 社会保険等の加入者 は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	7・8
	※この他、子どもに関するページ(P14・15)をご確認ください。	

※手続きの目安としてご案内しています。個々の状況により変わります。

お亡くなりになったかたは、障がいがあった（手帳・医療・手当）

お手続き		P
障がい者手帳所持者は、返還の手続きが必要です。	詳しくは 該当ページをご確認ください。⇒	10
重度障害者医療証所持者は、資格喪失の手続きが必要です。		10
障がい者手当受給者は、資格喪失の手続きが必要です。		11

お亡くなりになったかたには、養育するお子様がいる（手当・医療・保育所等・学校）

お子様の年齢等	お手続き		P
0歳～18歳	児童手当受給者、子ども医療証（小児医療証）所持者は手続きが必要です。 ひとり親家庭で児童を養育していたかたで、児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療証所持者は、手続きが必要です。	詳しくは 該当ページをご確認ください。	14・15
	保育所等に入所している子がいる場合は、手続きが必要です。 小・中学生のいる世帯で、放課後児童クラブ、学校給食費、就学援助費、特別支援教育就学奨励費については、手続きが必要です。		15

お亡くなりになったかたは、納税をしていた（市税）

状況	お手続き	P
市税の納税をしていた（市県民税・固定資産税・軽自動車税（種別割））	該当ページの他、「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」をご確認ください。	12・13

お亡くなりになったかたの家の水道など（水道・下水道・浄化槽）

状況		お手続き		P	
市営水道を使用し、	公共下水道に接続している。	水道使用者変更、給水装置の名義変更手続きが必要です。 浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している場合は、 清掃手数料の名義変更 手続きが必要です。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	16	
	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している。				
井戸水を使用し、	公共下水道に接続している。				
	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している。				公共下水道に接続している場合は、 世帯人数の変更 手続きが必要です。 浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している場合は、 清掃手数料の名義変更 手続きが必要です。
県営水道を使用し、	公共下水道に接続している。				浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している場合は、 清掃手数料の名義変更 手続きが必要です。 ※県営水道は、県への手続きになります。
	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している。				

この他、市営住宅、久野霊園、犬の登録、農地などの手続きがあります。

⇒詳しくは、17ページをご確認ください。

ご遺族手続きサポートコーナー（予約制）

小田原市では、市に申請・届出いただく諸手続きについて、「申請書・届出書作成のお手伝い」や「各窓口へのお付き添い」などのサポートをさせていただく「ご遺族手続きサポートコーナー」を設置しています。 ※お電話でご予約の上、ご利用ください。



ご遺族手続きサポートコーナー

電話 0465 (33) 1616

開設時間 9:00～17:00 予約受付時間 9:00～16:00
(土・日・祝・12月29日～1月3日を除く)

※来庁の3日（営業日）前までにご予約ください。

設置場所はこちら ⇨

○利用できるかた 小田原市に住民登録があった死亡者のご遺族

ご注意

※各手続きは、法令等で手続きできる人の範囲が定まっており、手続きできる時期にも制限があります。 すべてのお手続きが一度の来庁で完了するものではありません。また、ご予約のかたとお亡くなりになったかたとの関係が確認できない場合、各手続きについてご案内できないことがありますのでご了承ください。

予約の前に

※あらかじめ、この「ご遺族手続きガイド」をご一読いただき、お電話ください。

サポートコンシェルジュが、お亡くなりになったかたが所持されていた資格確認書や医療証などの内容をお伺いします。お電話にはお時間をいただくことがございます。電話の際には、それらをお手元にご用意いただきますとスムーズにご案内できます。

※手続きは、コーナーを利用せず、各担当課窓口へ直接お越しいただいても可能です。
担当課窓口へ直接お越しの際は、予約不要です。

主な窓口のご案内（市役所 2 階 窓口配置図）

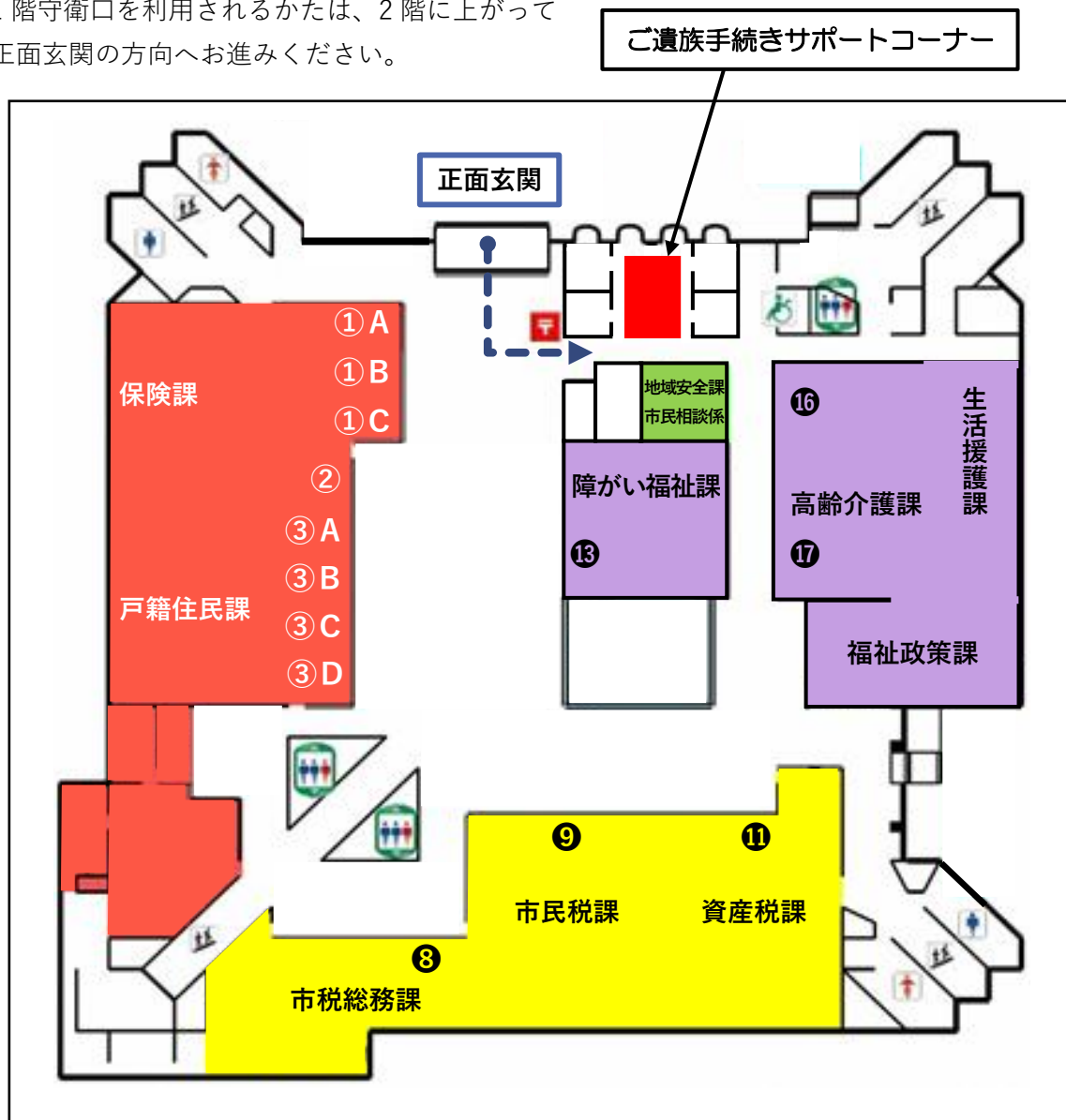
主な手続き窓口です。

各手続きにご来庁の際は、19 ページの「主な関係手続き窓口・問い合わせ先一覧」と合わせてご利用ください。

《ご遺族手続きサポートコーナーのご案内》

正面玄関（2 階）から入り左手にございます。

1 階守衛口を利用されるかたは、2 階に上がって正面玄関の方向へお進みください。



※住民票、戸籍証明(謄抄本)の請求は ③A 窓口、税証明の請求は ⑪ 窓口です。
請求できるかたの範囲が定められていますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。（19 ページ参照）

手続きに必要なもの（主な持ちもの）

手続きに必要な一般的なもののご案内です。

詳しくは、手続きごとの該当ページをご確認の上、担当課へお問い合わせください。

●お亡くなりになったかたのもの

- ☐ 印鑑登録証
- ☐ 住民基本台帳カード
- ☐ 個人番号（マイナンバー）カード、マイナンバー通知カード
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
- ☐ 喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書等）
- ☐ 年金手帳
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 小児医療証、ひとり親家庭等医療証、重度障害者医療証
- ☐ 所有する固定資産がわかるもの（固定資産税・都市計画税納税通知書等）
- ☐ その他、市役所から交付された証書類

●ご遺族(来庁者)のもの

- ☐ 印鑑
- ☐ お越しいただくかたの本人確認書類
 - ① 官公署が発行した顔写真がある証明書 1 点
 - ※ 運転免許証、個人番号(マイナンバー)カード、パスポートなど
 - ② ①が無い場合、次のうち 2 点
 - ※ 国民健康保険、健康保険などの資格確認書、年金手帳、医療証など
- ☐ 預金通帳（葬祭費の申請など手続きの内容によって必要になる場合があります）
- ☐ 委任状

※手続きにより、法で届出できるかたが規定されているものがあります。お越しいただくかたがその代理人の場合、委任状が必要となる場合があります。

手続きごとに取り扱いが変わりますので、該当ページをご確認の上、担当課へお問い合わせください。

住民票・マイナンバーカード・印鑑登録

◆世帯主のかたが亡くなられた

世帯主変更届（住民票）

世帯主がお亡くなりの場合、死亡届出日から2週間以内に世帯主の変更を届け出てください。お亡くなりになったかたが一人世帯、二人世帯の場合は不要です。

手続きする人	お亡くなりになったかたと同一世帯のかた
手続きに必要なもの	本人確認書類
手続きの場所	戸籍住民課（③C）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	戸籍住民課 ☎33-1386

※世帯主の変更手続きが不要な場合、住民票への死亡日記載は死亡届出日に即日処理となりますが、閉庁日に死亡届が提出された場合は翌開庁日の午後になります。

※戸籍は死亡届が提出された後に本籍地で記載されます。小田原市が本籍地で、小田原市に提出の場合、10日間程度の日数を要します。本籍地や提出地が他市町村の場合は、さらに送付の日数を要します。

◆印鑑登録をしていた

印鑑登録証の返納

死亡届により印鑑登録は自動的に廃止されます。印鑑登録証（カード）を返納してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの印鑑登録証を所持しているかた
手続きに必要なもの	印鑑登録証
手続きの場所	戸籍住民課（③C）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	戸籍住民課 ☎33-1386

◆マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードを所持していた

マイナンバーカード、通知カードの返納

マイナンバーカード、通知カードを返納してください。保険会社等でお亡くなりになったかたのマイナンバーが必要な場合がありますので、その手続き後に返納してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたのカードを所持しているかた
手続きに必要なもの	マイナンバーカード、通知カード、本人確認書類
手続きの場所	戸籍住民課（③D）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	戸籍住民課 ☎33-1386

住民基本台帳カードの返納

住民基本台帳カードを返納してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたのカードを所持しているかた
手続きに必要なもの	住民基本台帳カード、本人確認書類
手続きの場所	戸籍住民課（③D）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	戸籍住民課 ☎33-1386

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険

◆国民健康保険に加入していた

資格確認書の返却

国民健康保険資格確認書を返却してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの国民健康保険資格確認書を所持しているかた
手続きに必要なもの	国民健康保険資格確認書、本人確認書類
手続きの場所	保険課（②）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	保険課 ☎33-1845

※世帯主がお亡くなりの場合、同一世帯のかたの資格確認書も変更になりますのでご持参ください。なお、社会保険加入者は、年金事務所または職場の担当部署にご確認ください。

葬祭費の手続き

葬祭を行ったかたに葬祭費が支給されます。

手続きする人	葬祭を行ったかた（原則喪主）
手続きに必要なもの	葬祭を行ったかた名義の預貯金口座情報のわかるもの、会葬はがき・葬儀領収書・葬儀請求書などのいずれか一つ（いずれも葬祭を行ったかたのフルネームと「喪主」等の表記があり、故人氏名、葬祭年月日が記載されているもの）
手続きの場所	保険課（②）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	保険課 ☎33-1845

◆後期高齢者医療保険に加入していた

資格確認書の返却

後期高齢者医療保険資格確認書を返却してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの後期高齢者医療資格確認書を所持しているかた
手続きに必要なもの	後期高齢者医療資格確認書
手続きの場所	保険課（①B）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	保険課 ☎33-1843

葬祭費の手続き

葬祭を行ったかたに葬祭費が支給されます。

※その他、お亡くなりになった方へ給付があるときは、手続きが必要になります。

手続きする人	喪主
手続きに必要なもの	喪主名義の預貯金口座情報のわかるもの、印及び、会葬はがき・葬儀領収書・葬儀請求書のいずれか一つ（いずれも喪主のフルネームと「喪主」表記があり、故人氏名、葬儀年月日が記載されているもの）※火葬・埋葬のみの場合、火葬証明書又は領収書（支払ったかたのフルネームが記載されているもの）
手続きの場所	保険課（①B）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	保険課 ☎33-1843

◆保険料を納付していた

送付先変更届

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付されていたかたは、届出が必要です。

手続きする人	相続人またはその委任を受けたかた
手続きに必要なもの	本人確認書類、代理のかたは委任状
手続きの場所	保険課⇒国民健康保険料（①C）、後期高齢者医療保険料（①B） 高齢介護課⇒介護保険料（①7） ※該当する、いずれかの窓口で届出をしてください。住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）でも手続可。
問い合わせ	保険課 ☎33-1843、1834 高齢介護課 ☎33-1827

◆介護保険に加入していた

介護保険被保険者証の返却

介護保険被保険者証を返却してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの被保険者証を所持しているかた
手続きに必要なもの	介護保険被保険者証
手続きの場所	高齢介護課（①7）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	高齢介護課 ☎33-1872

介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却

負担割合証、限度額認定証をお持ちのかたは返却してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの証を所持しているかた
手続きに必要なもの	介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
手続きの場所	高齢介護課（①7）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	高齢介護課 ☎33-1827

お亡くなりになったかたが認定申請中の場合

認定申請中のかたは、ご連絡ください。

担当課	高齢介護課（①7）
問い合わせ	高齢介護課 ☎33-1872

高齢者福祉タクシー利用助成券、タクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」の返還

高齢者福祉タクシー利用助成券、タクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」を返還してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの高齢者福祉タクシー利用助成券またはタクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」を所持しているかた
手続きに必要なもの	高齢者福祉タクシー利用助成券またはタクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」
手続きの場所	高齢介護課（①6）
問い合わせ	高齢介護課 ☎33-1841

年金

年金の手続きは、年金の種類や個々の状況により受付機関が違います。

ご不明な点は、市保険課国民年金係または小田原年金事務所（☎22-1391）へご相談ください。

◆国民年金に関する手続き

未支給年金請求(国民年金のみの受給者（老齢年金の場合は T15.4.2 以前生まれのかたに限る）)

亡くなるまでに受給権が発生した年金を請求できます。

手続きする人	生計が同一だった、3 親等以内の親族
手続きに必要なもの	個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	保険課（①A）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	保険課 ☎33-1867

※T15.4.2 以降生まれの老齢年金受給者、厚生年金受給者は小田原年金事務所へ、共済年金受給者は各共済組合へお問い合わせください。

※厚生年金基金、国民年金基金を受給されていた場合は、各基金へお問い合わせください。

死亡一時金請求

36 月以上国民年金保険料を納めたかたが、老齢(障害)基礎年金を受給せずに亡くなったときに請求できます。

手続きする人	生計が同一だった、配偶者、子、父母 等
手続きに必要なもの	個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	保険課（①A）、住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）
問い合わせ	保険課 ☎33-1867

※厚生(共済)年金保険料を納めていたかたがお亡くなりの場合、遺族厚生(共済)年金を請求できる場合があります。小田原年金事務所、各共済組合へお問い合わせください。

①遺族基礎年金請求、②寡婦年金請求

①一定の要件を満たす、国民年金被保険者だったかたの配偶者または子に支給されます。

②10 年間以上、国民年金保険料を納めた夫が、老齢(障害)基礎年金を受給せずに亡くなったときに支給されます。

手続きする人	生計を維持されていた ①18 歳(障がいのある子の場合は 20 歳)未満の子のある配偶者または子 ②10 年以上婚姻関係が継続している 65 歳未満の妻
手続きに必要なもの	個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	保険課（①A）
問い合わせ	保険課 ☎33-1867

※お亡くなりになったかたが加算額対象者の場合は「加算額・加給年金額対象者不該当届」が必要です。国民年金は市保険課国民年金係へ、厚生年金は小田原年金事務所へお問い合わせください。

※国民年金第 3 号被保険者のかたは、配偶者の死亡により第 1 号被保険者に種別を変更する必要があります。市保険課国民年金係へお問い合わせください。

障がいのあるかた

◆身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手帳の返還

手帳を返還してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの手帳を所持しているかた
手続きに必要なもの	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、本人確認書類
手続きの場所	障がい福祉課 (⑬)
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1468

◆医療証を持っていた

重度障害者医療資格喪失届・医療証の返還

資格喪失届をして医療証を返還してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの医療証を所持しているかた
手続きに必要なもの	重度障害者医療証、本人確認書類
手続きの場所	障がい福祉課 (⑬)、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ)
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1461

自立支援医療受給者証の返還

受給者証を返還してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの受給者証を所持しているかた
手続きに必要なもの	自立支援医療受給者証
手続きの場所	障がい福祉課 (⑬)
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1468

◆福祉タクシー利用助成券を持っていた

障がい者福祉タクシー利用助成券の返還

障がい者福祉タクシー利用助成券を返還してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたのタクシー券を所持しているかた
手続きに必要なもの	障がい者福祉タクシー利用助成券
手続きの場所	障がい福祉課 (⑬)
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1461

◆障害福祉サービス・障害児通所支援を利用していた

受給者証の返還

☐

受給者証を返還してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの受給者証を所持しているかた
手続きに必要なもの	障害福祉サービス受給者証・通所受給者証（障害児）
手続きの場所	障がい福祉課（⑬）
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1467

◆障害者手当を受給していた

国手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当）受給資格喪失届

☐

受給資格喪失の手続きをしてください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの親族等
手続きに必要なもの	通帳等 詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	障がい福祉課（⑬）
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1461

県手当（県在宅重度障害者等手当）受給資格喪失届

☐

受給資格喪失の手続きをしてください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの親族等
手続きに必要なもの	通帳等 詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	障がい福祉課（⑬）
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1461

市手当（市心身障害児福祉手当）受給資格喪失届

☐

受給資格喪失の手続きをしてください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの親族等
手続きに必要なもの	通帳等 詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	障がい福祉課（⑬）
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1461

◆県心身障害者扶養共済制度に加入していた

年金、死亡弔慰金の請求

☐

加入者の場合、年金の支給や弔慰金が支給される場合があります。お問い合わせください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの親族等
手続きに必要なもの	証書等 詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	障がい福祉課（⑬）
問い合わせ	障がい福祉課 ☎33-1461

市税 ※「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」もご確認ください。

納税義務も相続の対象です。

市税の納税義務者がお亡くなりの場合、その納税義務も相続の対象(相続放棄をした場合を除く。)となりますので、故人に代わって相続人が市税を納付しなければなりません。

詳しくは、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」をご確認いただき、ご不明な点は担当課へお問い合わせください。

◆市税の納付と還付

相続人代表者指定届

市税に関する納税通知書や還付に関する書類を受け取る代表者を指定していただくものです。ご提出がない場合、地方税法の規定に基づき、市で相続人代表者を指定する場合があります。届出用紙は、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」の中にあります。

手続きする人	相続人
手続きに必要なもの	相続人代表者指定届
手続きの場所	市民税課 (⑨)、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ)
問い合わせ	市民税課 ☎33-1351

※お亡くなりになったかた名義の預貯金口座から市税の口座振替をされていた場合は、この届出により市税の口座振替を停止します。また、お亡くなりになった日以後に到来する納期分の市税がある場合には、代表者様あてに納付書を送付いたします。

※地方税法の規定に基づく手続きです。相続税や相続登記とは関係ありません。

※ご不明な点は、お問い合わせください。

◆市県民税・森林環境税（国税）について

市県民税・森林環境税（国税）の課税

前年一年間(1月1日～12月31日)の給与・年金などの所得に対して、その年の賦課期日(1月1日)にお住いの市区町村で課税されます。このことから、1月2日以後にお亡くなりの場合、前年中の所得や控除の状況に応じて、新年度の課税がされることになります。

詳しくは、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」をご確認いただき、ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ	市民税課 ☎33-1351
-------	---------------

◆固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税の課税（未登記家屋の名義変更）

お亡くなりになったかたが未登記家屋を所有していた場合、資産税課で名義変更の手続きしていただくか、法務局で当該物件を新たに登記していただく必要があります。

当該家屋を相続する人が決まりましたら、早めに手続きを済ませてください。

手続きする人	当該未登記家屋の相続人（新納税義務者）
手続きに必要なもの	未登記家屋納税義務者に関する届出書（名義人変更） 相続の事実がわかる書類（遺産分割協議書の写し、遺言書等）
手続きの場所	資産税課（⑪）
問い合わせ	資産税課 ☎33-1361

※新納税義務者への名義変更は原則として手続きを行った年の翌年度から反映されます。ただし、届出の時期によって異なる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

※新たに登記する場合や既に登記している土地・家屋の名義を変更する場合は、法務局で相続登記（所有権移転登記）をする必要があります。登記に関することは、横浜地方法務局西湘二宮支局（0463-70-1102）へお問い合わせください。

◆軽自動車税（種別割）について

原動機付自転車等の課税（名義変更・廃車）

小田原市のナンバープレートが付いている原動機付自転車等をお持ちだったかたは、名義変更または廃車の手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの親族等
手続きに必要なもの	標識交付証明書、ナンバープレート（廃車の場合）、本人確認書類
手続きの場所	市税総務課（⑧）
問い合わせ	市税総務課 ☎33-1343

※軽自動車等の名義変更については、車種により手続場所が異なります。別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」をご確認ください。

お子様がいるかた

「お子様を養育されているかた」「お子様と同居のかた」「お子様」など、お亡くなりになったかたにより手続きの内容が変わります。

また、所得制限があるものもあり、すべてのかたが手続きに該当するとは限りませんので、あらかじめ担当窓口を確認・相談されることをお勧めします。

◆手当を受給していた

児童手当資格消滅届・認定請求

未支払の手当があれば、支給対象児童に支払われます。また、新たに監護（養育）するかたが受給者となるため、認定請求手続きをしてください。原則、請求の翌月分からの支給となります。

手続きする人	児童を新たに監護するかた
手続きに必要なもの	本人確認書類
手続きの場所	子育て政策課 5階
問い合わせ	子育て政策課 ☎33-1453

※お子様がご亡くなる場合、減額届出または受給資格消滅の届出が必要です。お問い合わせください。

※常勤の公務員（独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く）は、勤務先での手続きになります。

児童扶養手当資格喪失届・認定請求

受給者死亡の手続きをしてください。未支払の手当があれば、支給対象児童に支払われます。また、新たに監護するかたが受給者となる場合、認定請求手続きをしてください。

手続きする人	児童を新たに監護するかた
手続きに必要なもの	手続きする人によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	子育て政策課 5階
問い合わせ	子育て政策課 ☎33-1453

※お子様がご亡くなる場合、減額届出または受給資格喪失届出が必要です。お問い合わせください。

◆医療証を持っていた

子ども（小児）医療費助成受給資格喪失届・医療証の返還

資格喪失の手続きをしてください。また、新たな申請者が医療証交付申請をしてください。

手続きする人	児童を新たに監護するかた
手続きに必要なもの	手続きする人によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	子育て政策課 5階
問い合わせ	子育て政策課 ☎33-1453

※申請者の配偶者やお子様がお亡くなりの場合についても手続きが必要です。お問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成受給資格喪失届・医療証の返還

資格喪失の手続きをしてください。また、新たな申請者が医療証交付申請をしてください。

手続きする人	児童を新たに監護するかた
手続きに必要なもの	手続きする人によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	子育て政策課 5階
問い合わせ	子育て政策課 ☎33-1453

※申請者の配偶者やお子様がお亡くなりの場合についても手続きが必要です。お問い合わせください。

◆保育所等に入所している子がいた

変更届

☐

お亡くなりになったかたを届出してください。

手続きする人	保護者等
手続きの場所	保育課 5階
問い合わせ	保育課 ☎33-1451

※同居されているかたや、別居していても介護を理由に保育所を利用している場合で被介護者がお亡くなりの場合にも届出が必要です。お問い合わせください。

◆学校に通学している子がいた

学校給食申込変更届

☐

学校給食申込者変更の届出をしてください。

手続きする人	保護者等
手続きの場所	保健給食課 5階
問い合わせ	保健給食課 ☎33-1694

※お亡くなりになったかた名義の預貯金口座から学校給食費の口座振替をされていた場合は、金融機関で変更または解約手続きをしてください。

放課後児童クラブ退所届・内容変更届

☐

保護者変更等の手続きをしてください。

手続きする人	保護者等
手続きの場所	教育総務課 5階
問い合わせ	教育総務課 ☎33-1731

※お子様がお亡くなりの場合、退所届が必要です。お問い合わせください。

就学援助費受給者変更届

☐

受給者変更の届出をしてください。

手続きする人	保護者等
手続きの場所	教育指導課 5階
問い合わせ	教育指導課 ☎33-1682

※受給者以外、世帯員がお亡くなりの場合も届出が必要です。お問い合わせください。

特別支援教育就学奨励費変更届

☐

受給者変更の届出をしてください。

手続きする人	保護者等
手続きに必要なもの	印鑑
手続きの場所	教育指導課 5階
問い合わせ	教育指導課 ☎33-1682

※受給者以外、世帯員がお亡くなりの場合も届出が必要です。お問い合わせください。

上下水道・浄化槽など

※上下水道局は、本庁舎内ではありません。
※浄化槽等は、本庁舎の環境保護課窓口です。

◆市営水道に関する手続き

水道の使用者名義変更

変更の届出をしてください。電話で手続き可能です。

手続きする人	新使用者
手続きに必要なもの	お手元に需要者番号が分かるものをご用意ください。
問い合わせ	上下水道局 料金センター ☎41-1211

給水装置の所有者名義変更

所有者が変更になる場合には、変更の届出をしてください。

手続きする人	新所有者
手続きに必要なもの	家屋（給水装置所在地に家屋がない場合は土地）の所有者名義を確認できるもの
手続きの場所	上下水道局 給排水業務課
問い合わせ	上下水道局 給排水業務課 ☎41-1231

※届出用紙をご郵送します。まずはお問い合わせください。

県営水道に関する手続きは、

「神奈川県営水道お客様コールセンター（☎0570-005959）」へお問い合わせください。

◆井戸水を使用している場合の手続き

公共下水道に接続している場合の使用人員変更

世帯人数変更の届出をしてください。井戸水を使用し、公共下水道に接続している世帯は、使用人数により料金が算定されています。

手続きする人	使用者、新所有者
手続きに必要なもの	需要者番号がわかるもの
手続きの場所	上下水道局 料金センター
問い合わせ	上下水道局 料金センター ☎41-1211

◆浄化槽、くみ取り式トイレを使用している場合の手続き

納入義務者の変更

納入義務者の変更または廃止の届出をしてください。

手続きする人	新納入義務者等
手続きの場所	環境保護課 4階
問い合わせ	環境保護課 ☎33-1486

その他の手続き

市営住宅入居者

名義人、入居世帯員がお亡くなりの場合はご連絡ください。状況により手続きが異なります。

手続きの場所	建築課 5階
問い合わせ	建築課 ☎33-1553

市営久野霊園の使用

久野霊園使用許可の承継手続き、納骨の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

手続きの場所	みどり公園課 5階
問い合わせ	みどり公園課 ☎33-1583

犬の登録事項の変更

新しい飼い主への名義変更手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

手続きの場所	環境保護課 4階
問い合わせ	環境保護課 ☎33-1484

農地の相続の届出

相続により農地を取得した場合は、農業委員会へ届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

手続きの場所	農業委員会事務局 4階
問い合わせ	農業委員会事務局 ☎33-1748

森林の土地所有者の届出

森林の土地の所有者となった日から 90 日以内に届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

手続きの場所	農政課 4階
問い合わせ	農政課 ☎33-1491

占用に関する変更届

道路・水路を占用されているかたは名義変更の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

手続きの場所	土木管理課 5階
問い合わせ	土木管理課 ☎33-1542

パートナーシップ宣誓制度に関する変更届

宣誓に関する届出について変更の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

手続きの場所	人権・男女共同参画課 5階
問い合わせ	人権・男女共同参画課 ☎33-1725

指定文化財・史跡指定地所有者変更の届出

指定文化財・史跡指定地を所有しているかたは変更の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

手続きの場所	文化財課 5階
問い合わせ	文化財課 ☎33-1717

各種相談

- 相続等の相談 地域安全課市民相談係 ☎33-1383
- 空き家の相談 都市政策課都市調整係 ☎33-1307
- 生活保護の相談 生活援護課生活援護係 ☎33-1463

市役所以外のお手続き ※参考掲載です。詳しくは関係機関にお問い合わせください。

- 特別永住者証明書・在留カードの返還
出入国在留管理庁・外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013904
- 運転免許証の返還
小田原警察署 ☎32-0110
- 農業者年金
かながわ西湘農業協同組合 最寄りの各支店
- ガス（都市ガス）
小田原ガス ☎34-6101
- NHK受信料
☎0120-151515
- 電話、携帯電話（各電話会社）
- 小田原市社会福祉協議会では、市内の交通遺児世帯に対し支援を行っています。
詳しくはお問い合わせください。
社会福祉法人小田原社会福祉協議会 ☎35-4000

主な関係手続き窓口・問い合わせ先一覧

市役所本庁舎窓口

2 階

市外局番は 0465 です。

担当課・窓口番号等	電話	取り扱い手続き
戸籍住民課 ③A証明 ③C届出 ③Dマイナンバーカード	(33) 1386	住民票・戸籍・印鑑登録・マイナンバーカードの窓口です。 住民票、戸籍証明の請求は、③A 窓口へ。
保険課 ①A 国民年金 ①B 後期高齢者医療 ①C 保険料 ②国民健康保険	(33) 1867 (33) 1843 (33) 1834 (33) 1845	国民年金、後期高齢者医療、国民健康保険の窓口です。
高齢介護課 ⑰介護認定 介護給付	(33) 1872 (33) 1827	介護保険に関する窓口です。
障がい福祉課 ⑬障害者手帳 重度障害者医療 障害者手当	(33) 1468 (33) 1461 (33) 1461	障がいのあるかたに関する窓口です。
市税総務課 ⑦市税納付相談・市税口座振替 ⑧軽自動車税	(33) 1345 (33) 1343	市税の納付相談、口座振替、軽自動車税の窓口です。
市民税課 ⑨市民税	(33) 1351	市県民税の課税に関する窓口です。 相続人代表者指定届を受け付けます。
資産税課 ⑪固定資産税 税証明	(33) 1361	土地・家屋等、固定資産税に関する窓口です。 税証明の請求は、⑪窓口へ。

4 階

環境保護課	(33) 1486	浄化槽、し尿清掃に関する窓口です。
--------------	-----------	-------------------

5 階

子育て政策課	(33) 1453	児童手当、子ども医療などの窓口です。
保育課	(33) 1451	保育所等に関する窓口です。
教育総務課 保健給食課 教育指導課	(33) 1731 (33) 1694 (33) 1682	学校に関する窓口です。

本庁舎以外の窓口

上下水道局 料金センター (高田 4 0 1)	(41) 1211	水道料金・下水道使用料に関する窓口です。
-----------------------------------	-----------	----------------------

住民窓口

マロニエ住民窓口 (中里 2 7 3 - 6)	(47) 7000	住民票・戸籍・印鑑登録の各手続きを行います。 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険の手続きについてお預かりし、担当課窓口へ取次ぎします。
いずみ住民窓口 (飯田岡 3 8 2 - 2)	(37) 1711	
こゆるぎ住民窓口 (羽根尾 2 8 1 - 3)	(43) 0111	

※「アークロード市民窓口」は、届出等手続きをお受けできません。住民票等証明交付、市税等の収納業務のみ取り扱っています。